ロ　看護職員配置加算(Ⅲ)を算定すべき指定小規模多機能型居宅介護の施設基準
(1)　専ら当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する常勤の准看護師を一名以上配置していること。
(2)　イ(2)に該当するものであること。
三十四　指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
イ　認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）を構成する共同生活住居（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）の数が一であること。
(2)　指定地域密着型サービス基準第九十条に定める従業者の員数を置いていること。
ロ　認知症対応型共同生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
(2)　イ(2)に該当するものであること。
ハ　短期利用共同生活介護費(Ⅰ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が一であること。
(2)　当該指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準第八十九条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。）の事業を行う者が、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。）若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設の運営について三年以上の経験を有すること。
(3)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室等を利用するものであること。ただし、一の共同生活住居において、短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を受ける利用者の数は一名とすること。
(4)　利用の開始に当たって、あらかじめ三十日以内の利用期間を定めること。
(5)　短期利用共同生活介護費を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護を行うに当たって、十分な知識を有する従業者が確保されていること。
(6)　イ(2)に該当するものであること。
ニ　短期利用共同生活介護費(Ⅲ)を算定すべき指定認知症対応型共同生活介護の施設基準
(1)　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所を構成する共同生活住居の数が二以上であること。
(2)　ハ(2)から(6)までに該当するものであること。
三十五　指定認知症対応型共同生活介護における夜間ケア加算に係る施設基準
通所介護費等の算定方法第八号に規定する基準に該当していないこと。
三十六　指定認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算に係る施設基準
イ　当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは指定訪問看護ステーションとの連携により、看護師を一名以上確保していること。
ロ　看護師により二十四時間連絡できる体制を確保していること。
ハ　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。
三十七　短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定すべき指定地域密着型特定施設入居者生活介護の施設基準
第二十五号の規定を準用する。この場合において、同号ヘ中「第七十六条の二第一項」とあるのは「第七十八条の九第一項」と読み替えるものとする。
三十八　指定地域密着型特定施設入居者生活介護における夜間看護体制加算に係る施設基準
第二十六号の規定を準用する。
三十九　指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
イ　地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
ａ　ロ(1)ａに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準第百三十第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）であること。
ｂ　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法（指定地域密着型サービス基準第二条第六号に規定する常勤換算方法をいう。以下この号、第四十二号及び第四十三号において同じ。）で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ｃ　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。
(2)　ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
ａ　ロ(1)ａに規定する施設基準に該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
ｂ　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ｃ　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。
ロ　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費又はユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
(1)　経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
ａ　平成十八年三月三十一日前に指定介護老人福祉施設（法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。）の指定を受けた入所定員が二十六人以上二十九人以下である指定地域密着型介護老人福祉施設であって、介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第三項の規定に基づき、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（指定地域密着型サービス基準第百三十第一項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。）に係る法第四十二条の二第一項本文の指定を受けたものとみなされたものであること。
ｂ　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ｃ　通所介護費等の算定方法第十号ロに規定する基準に該当していないこと。
(2)　ユニット型経過的地域密着型介護福祉施設サービス費を算定すべき指定地域密着型介護福祉施設サービスの施設基準
ａ　ロ(1)ａに規定する施設基準に該当する指定地域密着型介護老人福祉施設であること。
ｂ　介護職員又は看護職員の数が、常勤換算方法で、入居者の数が三又はその端数を増すごとに一以上であること。
ｃ　通所介護費等の算定方法第十号ハに規定する基準に該当していないこと。